

令和 5 年 2 月 6 日

瀬戸内市議会議長

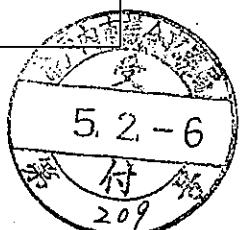
廣田 均 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和 5 年 1 月 23 日、24 日
研修会名	第 3 回市町村議会議員特別セミナー
開催場所	オンライン
研修内容	<p>講義 ベーシックサービス宣言～分かち合いが変える日本社会～ 講師 井手 英策 氏（慶應義塾大学経済学部教授）</p> <p>○分断社会・ニッポン</p> <ul style="list-style-type: none">・豊かな社会保障のように感じるが、高齢者向けの保障が多く、現役世代は自己責任となっている・実際は発展途上国の一歩手前の状態（平成のあいだに変化） →共稼ぎの世帯 60% 増 勤労者世帯収入は 1997 年水準に届かず 世帯収入 300 万円未満が 31%、400 万円未満が 45% 2 人以上世帯の 3 割、単身世帯の 5 割が貯蓄なし 1 人当たり GDP は世界 4 位から 26 位へ 企業時価総額トップ 50 社、日本企業は 32 社から 1 社へ 相対的貧困率 OECD32 国中 9 位・従来のキャリアパスが幸福や安心を保障できない社会になっている・低下を続ける実質 GDP 成長率・弱い立場にある人たちを放置する社会になっている・国民が安心して暮らせるように国は責任を持つべき



○ベーシックサービスの理論

- ・格差是正することが限界である
- ・ベーシックサービスとは誰もが生存、生活のために必要とするベーシックなサービスである
- ・何がベーシックサービスなのかは、対話で決まる
- ・就労できない人たちには〈ベーシックサービス〉 + 〈品位ある最低保証〉で対応する
→生活扶助の充実、利用率の改善、失業給付の増額・拡充
生活手当の創設 等

○病みと希望を分かち合う〈連帯の社会〉へ

- ・特別定額給付金（約 13 兆円=消費税約 5% 分）
- ・13 兆円でできること
→月額 2 万円を住宅手当として、全体の 2 割に給付
350 万人の失業者に月額 5 万円を給付
大学、介護、障がい者福祉無償化+医療費自己負担 2 割
- ・給付と同時に負担を議論することは社会的連帯の基礎を作る
- ・どの税で誰にどのくらいの負担を求めるか、対話で決定する
- ・税と給付の全体で考えることが大事

講義 一人一人の個性を尊重する「あおいけあ流」の介護の世界

講師 加藤 忠相 氏(株式会社あおいけあ代表取締役)

○日本の人口の特徴

- ・社会構造が今後 20 年間で大変化する
- ・75 歳以上の高齢者は 10 人に 1 人
→2030 年に 5 人に 1 人、2055 年に 4 人に 1 人になる
- ・全人口は急激に減少する予測になっている

○高齢者の制度の変遷と特徴

- ・1963 年 老人福祉法 施行 「療養上の世話」
- ・2000 年 介護保険法 施行 「自立支援」
- ・2003 年 高齢者介護研究会 発足 「尊厳を支える」
- ・2006 年 地域密着型サービス・地域包括支援センター
- ・2010 年 地域包括ケア研究会 発足 「地域包括ケア」

○おたがいさんケア=自立支援を促す

- ・利用者とスタッフの関係が大切
- ・「スタッフが管理し、世話をする利用者」ではない関係性
- ・利用者とスタッフが社会資源となり、社会参加ができるようになるように目指す

講義 ヤングケアラー支援の課題と支援のあり方

講師 堀越 栄子 氏（日本女子大学名誉教授）

○ケアラーとは

- ・心や体に不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのこと

○ヤングケアラーとは

- ・家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと

○若者ケアラーとは

- ・18歳からおおむね30歳代までのケアラーであり、ケアに対する責任がより重くなる。ヤングケアラーが継続している場合と18歳を越えてからケアが始まる場合がある

○ヤングケアラー支援の社会的背景

- ・ケアを必要としている人は増加している
- ・2021年3640万人(29.1%)→2040年3900万人(35.3%)
- ・75歳以上の人口15%(2021年)→20.2%(2040年)
- ・75歳以上の人口の増加だけでなく、認知症や障がい者も増加
- ・ケアラーも増加するが家族の中でケアをする人は限られ、誰もがケアラーになる可能性がある
- ・様々な年齢のケアラーが様々な年齢の人をケアしている

○ヤングケアラーの現状

- ・幼いきょうだいへのケアが最も多い
- ・父母・祖父母へのケアをしている子もいる
- ・学校生活への影響がある
- ・クラスに1人から2人いる割合である
- ・相談もできずに孤独・孤立を感じている

○ヤングケアラー支援の課題と必要な社会的支援

- ・ヤングケアラー支援の方針を定める
- ・ヤングケアラー支援について社会認識を広める
- ・ヤングケアラー本人に「助けてもらう自立」について人生の選択肢を持っていいことを伝える
- ・社会全体で支援する枠組みと支援策を立案する
- ・ケアラーを支援する法律や条例を制定する
→埼玉県で条例制定、市町村で独自に制定しているところもある
- ・国でもヤングケアラー支援施策を進めている

	<p>○ヤングケアラー支援施策の4つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に発見し、アセスメントを行い支援する ・学びの機会を提供しその結果を改善につなげる ・支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障する ・自立して社会生活を送れるよう支援する <p>○ヤングケアラー支援施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的なケアラー支援条例制定を目指す ・切れ目のない支援を提供できる体制の構築を目指す ・家族一人一人を支援する視点が大切である <p>講義 ひきこもり本人や家族が必要とする支援と地域の役割 講師 池上 正樹 氏（ジャーナリスト）</p> <p>○ひきこもりとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家の中で安心できる「居場所」、命を守るために退避 ・引きこもる行為は自死ではなく、生き延びようとしている証 ・生きるエネルギーや生きようとする意欲が枯渇 ・8050問題も発生している <p>○ひきこもりの背景の多様性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国推定115万人と言われている ・背景は一人一人違っている <p>○ひきこもり家族が置かれた現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親世代の意識の中にある昭和の価値観「人に頼るな」 ・友人や同僚にも相談できない ・支援者の無理解 <p>○家族支援の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアをしていかないと本人や家族は不安になる ・出てこられない家族には「お話だけでも聞きます」と声かけ ・家族関係の改善をする ・寄り添う関係が大事 <p>○みんなが当事者となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの年代でも何歳からでも誰もが「ひきこもり」状態になりうる ・ひきこもりの人たちが生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である
所感	今後の社会の在り方を考えていくきっかけとなつた講義だった。介護が必要な人、ケアをしている人、ケアが必要な人、ひきこもりの人、それぞれに具体的な法的支援や社会的支援が不足しているこ

とを感じた。ベーシックサービスのような全体を支えるような税金の使い方に変えていくことも一つの選択肢となっている。

人口減少とともに、税収の減少、ケアが必要な人が増加し、ケアができる人の減少がどんどん進むことが予測されている。政治の責任としてこの状況に歯止めをかける必要がある。国の政治は抜本的な転換が必要な時期であると感じた。

わが市においては、日々の生活に困っている人に十分な支援ができるような市でできる施策をしていかなければならないと感じた。議会でも現状の調査を行い、具体的支援を行うように求めていきたい。